

明治三十五年三月三十一日
第三電報郵便物認可

官報

号外 昭和三十一年五月十八日

○第二十四回 参議院會議録第五十号

昭和三十一年五月十八日(金曜日)午前十一時十三分開議

議事日程 第五十号

昭和三十一年五月十八日

午前十時開議

- 第一 日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件(趣旨説明)
- 第二 国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)
- 第三 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第四 倉庫業法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告
- 第七 新潟県にP・Bリポート閲覧室設置に関する請願(二件) (委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十六日本院は、国会の会期を六月三日まで十七日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通知した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

運輸委員

建設委員

同

同

同

同

同

同

同

同

農林水産委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

長谷山行毅君

菊川 孝夫君

藤野 繁雄君

紅露 みつ君

伊能 芳雄君

柳原 亨君

小澤久太郎君

杉山 昌作君

西田 隆男君

吉田 法晴君

長島 銀藏君

井上 知治君

菊川 孝夫君

川村 松助君

西川甚五郎君

森田 豊壽君

西田 隆男君

杉山 昌作君

紅露 みつ君

藤原 道子君

堀 末治君

横川 信夫君

佐野 廣君

泉山 三六君

西郷吉之助君

吉田 法晴君

藤野 繁雄君

大野木秀次郎君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案(大平正芳君外一名提出)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件
同日委員長から左の報告書を提出した。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案可決報告書
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
へい、歌処理場等に関する法律の一部を改正する法律案
採血及び供血あつせん業取締法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際金融公社への加盟について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
閉鎖機関令の一部を改正する法律案

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案
百貨店法案
下請代金支払遅延等防止法案
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第五十号 議長報告

森治樹君は事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めめるの件(趣旨説明)

本件について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。重光外務大臣。

〔国務大臣重光葵君登壇、拍三〕

○国務大臣(重光葵君) 去る五月九日、マニラにおいて、わが国とフィリピン共和国の全権委員の間で署名を了しました日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について御承認を求めめるの件に關し、趣旨の説明をいたします。

フィリピン共和国は、昭和二十六年九月、サンフランシスコにおける平和条約に署名いたしましたのでありますが、同国は、わが国との間の賠償問題が解決せられない限り、同平和条約の批准を行わず、従ってわが国との間に正常な外交関係を樹立しないとの方針をとって参りましたことは御承知の通りであります。よって、わが国といたしましては、賠償問題の解決をはかり、もって戦後のアジアにおける平和外交を推進するために、すでに昭和二十七年以来フィリピン国政府と交渉を重ねて参つたのでありますが、本年四月末

に至り、双方の意見は一致し、賠償協定草案を完成するに至りました。よって政府は、直ちに署名調印のために、高橋国務大臣、松本官房副長官、水田衆議院議員、藤山愛一郎氏及び永野護氏の五名を全権委員に任命し、五月九日正式調印を終了するに至つた次第であります。

交渉の経過につきましては、すでに国会において、そのつど説明いたして参りました通りであります。本日、主としてこの協定の内容について御説明をいたします。

わが国は、この協定によつて五億五千万ドルにひとしい円に相当する債務及び生産物を、二十年の期間内にフィリピンに提供することによつて賠償義務を履行することを約束したのであります。賠償の実施方式は、直接方式すなわちフィリピンが日本に設置する使節団と日本人業者との間で直接に結ばれる賠償契約によることを原則とし、わが国は、その履行に要する経費を負担することによつて賠償義務を果すものと相なつております。その他、右使節団に一部の外交特権を認めること、賠償契約に關する紛争の解決について、最終的に日本の裁判所に提訴し得ること、協定の実施に關する協議機關として合同委員会を設置すること等につきましましては、いずれもビルマの場合と同様に定められておるのであります。さらに、賠償の実施に當り、わが

国が過重な外貨負担を受けまいよりにすることとなつておりました。もつて賠償の円滑な実施をはかることとしたのであります。

また、経済開発借款につきましまして、二億五千万ドルを目録額とする民間の商業借款によることとなり、政府はこれに對して便宜をはかるという趣旨に相なつておりますが、これは賠償協定のごとく国家間の法律上の権利義務を定めるものではなく、その内容の突現は、もっぱら民間商社間の商業上の話し合いによることとなるわけでありまして、当初予定せられました協定の形式にはならず、交換公文の形として取りきめた次第であります。

さらに、両国の全権委員は、日比間の正常なる外交関係の回復に伴い、均衡のとれた貿易の発展に努力する旨の両国政府の意図を表明した共同声明を発表したのであります。政府といたしましては、今後対フィリピン貿易の伸張に一その力を注ぐ方針であります。

本協定による賠償義務は、わが国に相当大なる負担を課するものであることはいふまでもないところであります。過去の戦争においてフィリピンに与えた莫大な損害に對し、わが国が今回復した賠償義務を完全に履行することによつて、日比間の平和友好の関係を樹立し、さらに、将来両国との間に政治経済の各般にわたる協力提携の

実をあげる端緒を開くことは、東亞及び世界の平和に貢献するところ少からざるゆえんであることを信じて疑いません。

よつて、ここに本協定の批准について御承認を求めめる次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。以上。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第二、国務大臣の私企業等への関与の制限に關する法律案(八木幸吉君外三名登壇)

日程第三、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員会理事野本品吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国務大臣の私企業等への関与の制限に關する法律案
右の議案を發議する。
昭和三十一年二月八日

發議者 八木 幸吉 鮎川 義介
市川 房枝 八木 秀次
賛成者 柏木 康治 野田 俊作
島村 軍次 早川 愼一
中山 福藏 小林 武治
笹森 順造 上林 忠次
竹下 豊次 杉山 昌作
三木與吉郎 河野 謙三
奥 むめお 宮城タマヨ
加藤 正人 三木 治朗
岡田 宗司 岡 三郎
大和 与一 阿貝根 登
三輪 貞治 湯山 勇
小林 幸平 秋山 長造
高田なほ子 加瀬 完
木下 源吾 上條 愛一

参議院議長河井彌八殿

国務大臣の私企業等への関与の制限に關する法律

内閣総理大臣その他の国務大臣である者は、商業、工業、金融業その他の營利を目的とする私企業(以下「營利企業」といふ)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ね、自ら營利企業を営み、又は報酬を得て營利企業以外の事業を行ふ団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ねてはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十一年四月十日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 樺平

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に改める。
第一条に次の一項を加える。

3 北海道以外の地域で内閣総理大臣の定めるものに在勤する第一項に規定する職員に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を、「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同条

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては五千円、その他の職員に対しては千七百円をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当の下に及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならない。

附則

1 この法律は、昭和三十三年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

4 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
第四号中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に、「第三号第二項」を「第四号」に改める。

6 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第二項中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項第二号中「及び石炭手当」を、「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

〔野本吉吉登壇、拍手〕

○野本吉吉君 ただいま議題となりました國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案はか一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案について申し上げます。本法律案について、発議者がその提案の理由として述べるところを申し上げますと、内閣総理大臣その他の國務大臣は、わが国の行政府において最高の重責にあり、その政治的活動が、わが国の商業、工業、金融業等の私企業には申すに及ばず、私企業以外の事業にも有形、無形の影響を及ぼすことは言を待たない。もしこれらの人々が、これらの事業に関与いたしておつた場合には、その公正なる職務を遂行する上に、世上の疑惑を招くおそれが多分に予想される。いわんや官紀がややもすれば乱れんとしておる今日においては、國務大臣のごとき要職にある人は、いやくも世上の疑惑を招くがごとき私企業等の関係を一切断ち切つて、その行動の公正を期することはもちろん、その本務に専念することの妨げとなることは、一切これを排除すべきであるというのであります。

なお、この際御参考までに申し述べておきますが、本法律案と同一内容の法律案が、昨年、第二十二回国会におきまして参議院議員入木幸吉君ほか三名より提出せられ、この法律案は内閣委員会及び当院の本会議におきまして、いずれも全会一致をもって可決せられ、次いで衆議院に送付せられました。

たところ、衆議院におきましては審議未了に終わったのであります。内閣委員会は前後三回この法律案を審議いたしました。その審議において、この法律案の適用を受けるものが國務大臣に限局せられておつて、内閣官房長官、政務次官に及ばない理由、この法律案に罰則規定の設けられていない点、この法律案が官吏服務紀律との関係の点、この法律案が実施された場合、國務大臣の私企業への関与が制限される結果減収を来たす場合もあるから、國務大臣の給与につき適当な措置を講ずることの是非の点、私企業の範囲の点等につきまして、発議者との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会會議録に譲りたいと存じます。

一昨日の委員会におきまして、質疑及び討論終局の動議が提出せられ、この動議が全会一致をもって可決せられましたので、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、衆議院議員黒金泰美君ほか一名より提出せられたものでありまして、去る四月十日、衆議院におきまして修正議決せられて本院に送付されたものであります。

まず、この法律案の発議者が、その提案の理由として説明するところによりますと、現在、国家公務員は、基本給のほか、寒冷地に勤務する者には寒冷地手当が、また北海道に勤務する者にはさらに石炭手当が支給されておるのであります。石炭手当の支給額が北海道全道一律であり、また、寒冷地手当の支給区分にも適当でない点があるなどのために、寒冷度の激しい東北その他の地方に勤務する者の給与が比較的恵まれぬ状況に置かれており、ことに近年は、公社、現業関係官署において、薪炭手当の名称をもちまして、寒冷地手当の増額等をいたしてありますので、それとの均衡をはかるため、これらの寒冷地方に在勤する公務員に対して、新たに薪炭手当を設けるがために、この法律案を提出するに至った次第であるというのであります。

次に、本法律案の内容を申し上げますと、北海道以外の地域で、内閣総理大臣が人事院の勧告に基いて定める区域に在勤する国家公務員に対して、一冬に世帯主には五千円以内、その他の者には千七百円以内の薪炭手当を支給することとし、また、この法律案は、本年度内において政令で定める日から施行することといたしております。

内閣委員会におきましては、三回にわたり委員会を開き、本法律案の審議

に当りましたが、発議者黒金泰美君及び関係政府委員との質疑応答のおもなる点は、本法律案に対する政府及び人事院の所見、本法律案実施に伴う予算の点、薪炭手当と寒冷地手当との関係、薪炭手当、寒冷地手当、石炭手当等諸手当の簡素化の点、本法律案が成立した場合、薪炭手当の支給時期の見通しの点、石炭手当及び薪炭手当の免税の問題、薪炭手当に関する公社職員

の既得権との関係等の諸点でありまして、その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきまして、本法律案につき、質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、島村委員より、「公務員の給与体系を簡素化すべきものであるとの点については、発議者及び政府ともこれを認めているところであり、また、この法律案は、小額とはいえず、予算措置を伴っていないことは遺憾であるので、薪炭手当の問題については、政府及び発議者は、今後、地方公務員との関係をも考慮することにも、この制度が早急に筋の通ったものとせられるよう希望を付して本法律案に賛成する」旨の発言がありました。

かくて討論を終り、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、倉庫業法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長左藤義詮君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

倉庫業法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(名字及び一は衆議院修正)

倉庫業法案

倉庫業法案

(目的)

第一条 この法律は、倉庫業の適正

な運営及び倉庫証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管(保護預り、一時預り)その他の政令で定めるものを除く)を行つて營業をいう。

3 この法律で「倉庫証券」とは、預証券及び買入証券又は倉荷証券をいう。

(營業の許可)

第三条 倉庫業を営もうとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 倉庫の位置、構造及び設備
 - 二 保管する物品の種類
 - 三 その他運輸省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、倉庫の図面その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 運輸大臣は、第三条の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第三条の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号の一に該当する者であるとき。
- 四 倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に適合しないとき。

運輸省令で定める基準に適合しないとき、その他倉庫業の適正な運営に支障があるとき。

(料金)

第六条 第三条の許可を受けた者(以下「倉庫業者」という)は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の營業に関する料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の料金が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を

定めてその料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをこえるものであるとき。
- 二 特定の荷主に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。
- 三 他の倉庫業者との間に不当な競争をひき起すおそれがあるものであるとき。

第七条 倉庫業者は、收受した料金の制戻をしてはならない。

(倉庫寄託約款)

第八条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉庫証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

(料金等の揭示)

第九条 倉庫業者は、料金及び倉庫寄託約款を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように揭示しておかなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第十条 倉庫業者は、特定の利用者

に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

(倉庫の位置等の変更)

第十一条 倉庫業者は、第四条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、倉庫の用途を廃止する場合その他運輸省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第四号の規定は、前項の認可について準用する。

(倉庫の構造及び設備)

第十二条 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその構造及び設備が第五条第四号の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 運輸大臣は、営業に使用する倉庫の構造又は設備が第五条第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は保管する物品の種類を変更すべきことを命ずることができる。

(倉庫証券の発行)

第十三条 倉庫証券は、運輸大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。
一 当該業務を適確に遂行するに

必要な経費又は能力を有すること。

二 当該業務を適確に遂行するに足る資力信用を有すること。

3 運輸大臣は、第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。
一 第一項の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二 法人である場合において、その役員が前号に該当する者であるとき。

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者(以下「発券倉庫業者」という。)は、倉庫証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十五条 倉庫業者が他の倉庫業者とする集荷に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しな

い。ただし、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

(協定等の届出)

第十六条 倉庫業者は、前条に規定する協定等をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
(営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併)

第十七条 倉庫業者(発券倉庫業者を除く。)が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者(発券倉庫業者を除く。)たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、倉庫業者の地位を承継する。
3 前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(発券倉庫業者の地位の承継)

第十八条 発券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券倉庫業者の地位を承継する。
2 発券倉庫業者たる法人の合併の場合(発券倉庫業者たる法人と発

券倉庫業者でない法人が合併して発券倉庫業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併については運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

3 第五条並びに第十三条第二項及び第三項の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第十九条 倉庫業者が死亡したときは、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

2 被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

(営業の廃止)

第二十条 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(営業の停止及び許可の取消)

第二十一条 運輸大臣は、倉庫業者が次の各号の一に該当するときは、三月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 第五条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

三 営業に關し不正な行為をしたとき。

(倉庫証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二条 運輸大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、三月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

(許可等の条件)

第二十三条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(聴聞)

第二十四条 運輸大臣は、第六条第二項、第八条第二項、第十二条第二項、第二十一条又は第二十二条の規定による処分をしようとするときは、当該倉庫業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。

第二十五条 この法律の規定により行政官庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることが出来る。

(権限の委任)

第二十六条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、海運局長又は陸運局長に行わせることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業者に対して、その営業に關し報告をさせ、又はその職員に倉庫業者の営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書

類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第二十八条 第三条の規定に違反して倉庫業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項、第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十三条第一項の許可を受けないうち倉庫証券を発行した者

三 第二十一条の規定による営業の停止の処分又は第二十二条の規定による倉庫証券の発行の停止の処分に違反した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による届出をしない者
二 第八条第一項の規定による届

出をしないで寄託の引受をした者

三 第十一条第一項の規定により認可を受けてしなければならぬ事項を認可を受けずにした者

四 第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十六条の規定による届出をしない者

三 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(倉庫業法の廃止)

第二条 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号。以下「旧法」といふ)は、廃止する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第七條ノ二の規定による営業開始の届出をして倉庫業(附則第六条第一項に規定する倉庫業を除く)を営んでいる者は、この法律の施行の日から三(三)年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

2 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫について、この法律の施行の日から三(三)年間は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、この法律の規定によりしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。
(適用の特例)

第六条 政令で定める特殊の保管方法を用いて営む倉庫業については、当分の間、第三条の規定を適用しない。

2 前項に規定する倉庫業を営む者は、営業の開始の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をした者は、倉庫業者とみなす。

4 前項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十一条の規定は、適用しない。

5 第三項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十二条及び第十八条第三項の規定の適用に関しては、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「運輸省令で定める基準」と、第十八条第三項中「第五条並びに第十三条第二項及び第三項」とあるのは「第十三条第二項及び第三項」とする。

6 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

(水産業協同組合法の改正)
第七条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第十二条第四項を次のように改める。

4 倉庫業法(昭和三十一年法律第八号)第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二百二十九条第一項中「倉庫業法第八條第一項」を「倉庫業法第十七條第一項」に改める。

(中小企業等協同組合法の改正)
第八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第四項を次のように改める。

4 第一項の場合については、倉庫業法(昭和三十一年法律第八号)第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條(監督)の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五条第四号

の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第九條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

(森林法の改正)

第九條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十條第四項を次のように改める。

4 倉庫業法(昭和三十一年法律第八号)第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條(行政官庁の監督)の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二條中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二百一十一條中「倉庫業法第八條第一項」を「倉庫業法第二十七條第一項」に改める。

(水産業協同組合法等の改正に伴う経過規定)

第十条 改正前の水産業協同組合法第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九條第一項)において準用する場合を含む)、中小企業等協同組合法第九

條の三第四項(第九條の九第三項)において準用する場合を含む)及び森林法第八十條第四項(第二百五十九條第一項)において準用する場合を含む)の規定において準用する旧法第十条の規定によりした処分は、改正後のこれらの規定において準用する第二十二條の規定によりしたものとみなす。

第十一条 改正前の水産業協同組合法第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九條第一項)において準用する場合を含む)、中小企業等協同組合法第九條の三第四項及び森林法第八十條第四項(第二百五十九條第一項)において準用する場合を含む)の規定において準用する旧法第八條第一項の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔左藤義徳君登壇、拍手〕
○左藤義徳君 ただいま議題となりました倉庫業法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
この法案は、倉庫業の届出制と倉庫証券発行の許可制とを骨子とする昭和十年公布の現行倉庫業法を全面的に改正し、これを廃止しようとするものでありまして、そのおもなる内容は次の通りであります。
すなわち、第一は、倉庫業を許可制とし、許可基準としては、いわゆる欠格条項のほか、倉庫の位置、構造等が省令で定める基準に適合しないとき、その他倉庫業の適確な遂行に支障がある場合を除き、許可を義務づけていることではありません。第二は、倉庫の構造、設備が基準に適合するよう維持義務を課し、基準に適合していない場合においては運輸大臣は改善命令をなし得ることとし、また位置、構造、設備等の変更を認可制としていることでもあります。第三は、料金及び寄託約款を事前届出制とするとともに、特定の場合における運輸大臣の命令権を規定していることでもあります。第四は、集荷協定等について独禁法の適用を排除していることでもあります。第五は、倉庫証券の発行を許可制とし、許可基準として経験能力及び資力信用を要することを定めております。第六は、倉庫証券発行の許可を受けた倉庫業者に対しては、原則として受寄物を火災保険に付することを義務づけ、また営業の譲渡、合併及び相続を認可制としておることでもあります。なお、附則におきまして、現行法による届出倉庫業者は、三年間は新法による倉庫業者と見なす等の経過規定を設けるとともに、政令で定める特殊な保管方法による倉庫業につきましては、当分の間営業許

ありまして、そのおもなる内容は次の通りであります。
すなわち、第一は、倉庫業を許可制とし、許可基準としては、いわゆる欠格条項のほか、倉庫の位置、構造等が省令で定める基準に適合しないとき、その他倉庫業の適確な遂行に支障がある場合を除き、許可を義務づけていることではありません。第二は、倉庫の構造、設備が基準に適合するよう維持義務を課し、基準に適合していない場合においては運輸大臣は改善命令をなし得ることとし、また位置、構造、設備等の変更を認可制としていることでもあります。第三は、料金及び寄託約款を事前届出制とするとともに、特定の場合における運輸大臣の命令権を規定していることでもあります。第四は、集荷協定等について独禁法の適用を排除していることでもあります。第五は、倉庫証券の発行を許可制とし、許可基準として経験能力及び資力信用を要することを定めております。第六は、倉庫証券発行の許可を受けた倉庫業者に対しては、原則として受寄物を火災保険に付することを義務づけ、また営業の譲渡、合併及び相続を認可制としておることでもあります。なお、附則におきまして、現行法による届出倉庫業者は、三年間は新法による倉庫業者と見なす等の経過規定を設けるとともに、政令で定める特殊な保管方法による倉庫業につきましては、当分の間営業許

く)の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができ。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるものでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

5 第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接取された当時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかでない借地権であるときは、これらの規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法(大正十年法律第四十九号)第二条(借地権の存続期間)の規定にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に

朽廃したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

7 当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定をすることができる。ただし、存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

第四条 土地が接取された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接取中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかでない借地権を除く)の存する場合に於ては、その借地権者が更に借地権を設定した場合に於ては、その借地権の設定を受けた者(その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかでない借地権を除く)の存する場合に於ては、その借地権者が更に借地権を設定した場合に於ては、その借地権の設定を受けた者)に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることに

よつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2 土地が接取された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接取中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかでない借地権を除く)の存する場合に於ては、その借地権者(借地権者が更に借地権を設定した場合に於ては、その借地権の設定を受けた者)に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることに

よつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3 前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律施行の日」とあるのは、「借地権の譲渡を受けた日(その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日)」と読み替へるものとする。

(借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾)

第五条 前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲渡人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。(土地使用を始めない場合の解除権)

第六条 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後(その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後)六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建

物所有の目的でその土地の使用を開始した後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

(賃貸人及び譲渡人の先取特権)

第七条 第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、借賃については、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払時期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)により徴収することのできる請求権、民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

判が確定した日又はその調停が成立した日)」と読み替へるものとする。

(借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾)

第五条 前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲渡人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。(土地使用を始めない場合の解除権)

第六条 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後(その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後)六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建

状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

第十八条 第三条(第十二条において準用する場合を含む)若しくは第十三条の規定による賃借の申出又は第四条(第十二条において準用する場合を含む)の規定による借地権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しよとする土地若しくは建物又は譲渡を受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議がととのわなないときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の状況、土地若しくは建物の賃借権者又は譲受人の職業その他一切の事情を参しやくして、その割当をすることができ。

2 裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な給付を命ずることができ。

(裁判の管轄及び手続)
第十九条 第十七条又は前条の規定による裁判は、接収された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により、これをする。

(鑑定委員会)
第二十条 第十七条に規定する鑑定委員会については、福災都市借地借家臨時処理法第十九条から第二十二条まで(鑑定委員会)の規定を準用する。

(民事調停法の準用)
第二十一条 第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十条受訴裁判所の調停)の規定を準用する。この場合において、調停付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(即時抗告)
第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ。その期間は、二週間とする。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(裁判の効力)
第二十三条 第十七条又は第十八条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(公告)
第二十四条 調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報をもつてその旨を公告しななければならない。

2 前項の公告は、これを掲載した官報の発行の日の翌日にしたものとみなす。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第七条の規定によりまだ弁済期の来ない借債につき先取特権に関する登記を受ける場合において、賃貸借の存続期間における借賃の全額から、すでに弁済期の来た借賃の額を控除した金額をもつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

「高田なほ子君登壇、拍手」

○高田なほ子君 たいだいま上程されました接取不動産に関する借地借家臨時処理法案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第二十二回国会以降、審査を継続して参りました衆議院提出案でございますが、その提案理由によりますと、終戦直後、旧連合国占領軍の不動産接取に対処するため、政府は土地工作物使用令を制定し、また講和発効後の駐留軍に対する不動産の提供につきましましては、日米行政協定に伴う特別措置法が定められておりますが、これらの法令や、民法の賃貸借の規定、借地法、借家法などだけでは、軍の接取

を解除された後の不動産の借地借家関係は処理できないので、その解決のため臨時の特別立法を必要と考へ、原則として、終戦直後でございました福災都市借地借家臨時処理法を踏襲することとし、そのおもな規定と同趣旨の規定を設け、あるいは準用いたしたものでございませう。

すなわち本案の内容を要約いたしますと、第一に、旧連合国占領軍による接取のため、借地法、借家法による権利の行使を妨げられた結果、借地権、借家権を失ひ、あるいはこれらの権利を第三者に対抗できなくなつた借地人、借家人に対し、優先的に借地権、借家権を取得する機会を与へ、またはこれらの者のために借地権の存続期間を延長し、また登記や引き渡しを要しないでこれらの者の有する借地権、借家権に第三者対抗力を与えるものであります。第二に、戦時中、防空法による強制疎開が行われた土地で、終戦後接取の対象になつたものについて、疎開当時の借地人に対し、優先的に借地権を取得する機会を与へようとするもので、その他の規定の多くは、互いに利害の相反する賃借人と所有者との権利関係の調整をはかつたものでございませう。

ところが、当初政府側にも本案類似の立法の構想があつたようでございますが、結局成案をみるに至らず、第三回国会以来、衆議院の法務委員会

立法の議が進められ、本案と題名を同じくする法案として第十六回国会に提出、その後若干の修正を経て、衆議院を通過いたし、第二十一回国会まで継続審査の上、審査未了となり、第二十二回国会に再提出されて、衆議院を通過の上、本院において今国会まで審査を継続して参りました。

法務委員会における実質的な審議は、主として十九国会で行われ、衆議院側の説明、賃借人側の賛成意見、法務省、日本弁護士連合会などの反対意見を聴取し、詳細な質疑応答がなされましたが、今国会におきましても、本案の内容が慎重な取り扱ひと、すみやかな実施を要しますので、特に公聴会を開き、借地人、借家人の代表、土地、建物所有者の代表並びに学識経験者の御意見を伺ひました。反対意見のおもな点を申し上げますと、消滅した借地権、借家権の復活は、土地、建物の現所有者、その他正当な第三権利者に不測の損害を与へ、また、登記や引き渡しがなれないのに、第三者対抗力を認めれば、権利関係を混乱させ、取引の安全を害する、さらに福災都市借地借家臨時処理法は、終戦直後の特殊事情下の異例な恩恵的措置で、当時の不動産の権利関係の変動は少かつたが、戦後相当の年月がたち、事情が一変した現在、同様の立法を行うのは不当である。強制疎開地の借地人は、当時としては相当な補償を受け、その借地権は

消滅しており、その跡地が道路や緑地になったものもあって、接取された場合にのみ復帰を認めるのは公平を欠くというのでございますが、本案賛成の意見によりますと、接取により借地権の消滅したものの損害は、はかり知れないのに反し、地主が接取解除により更地を返されるのは不公平であり、また、接取中の土地は一目瞭然で、それを更地の値で買うものはなく、万一あったとしても、投機的または危険負担を覚悟の上であり、保護の余地がない、登記なくして第三者対抗力を認め

ることも、本案に限ったことではなく、火災、水害その他の災害に、罹災都市借地借家臨時処理法を適用する場合に生じていることである。さらに、強制疎開の補償は実質的には受けないにひとしく、疎開跡地が接取解除されても、第一次的には旧借地人に返すべきであるというのでございます。なお、民法学者から、接取の結果地主が思わぬ利益を受け、借地人が非常な損害を受けるならば調整の必要がある、借地権を取得できればまるもうけ、できなければまる損ということではなく、接取から生ずる損失を、両当事者で公平に負担する構想が望ましい旨の御意見も述べられました。

かくて、過去数回の国会にわたる継続審査の成果を検討し、結論を出すため、昨日委員会を開きましたところ、

井上清一委員より、次の四点を要旨とする修正案が提出されました。

第一に、土地の接取中に借地権が、存続期間の満了によって消滅したものが優先貸借するには、原則として、いわゆる権利金の支払いを要することとする。第二に、疎開建物の借地権が、疎開の際、政府の補償によって消滅した者が優先貸借するには、常に権利金の支払いを要することとする。第三に、接取地の借地権の対抗力並びに接取地の借地権の存続期間及び契約更新の請求の二年の期間を一年に、接取建物の賃借権の対抗力の一年の期間を六カ月に、それぞれ短縮して、第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するおそれを少くする。第四に、

第一点、第二点の修正に伴い条文の整理をする。

以上四点でございますが、これに対し、亀田、一松、高田の各委員から質疑が行われ、まず、「いわゆる権利金が世間一般と同じ程度になっては借地人に酷ではないか」との質疑に対しましては、井上委員より、「世間一般のものとは若干程度が違ふと思うが、何割と予測することは困難で、具体的な事例が積み重なって、おのずからきまるとの答弁があり、法務省側からは、「具體的な事例によることで、結局は裁判所が鑑定委員会の意見を聞いて、一切の事情を参酌して定めるので、一般的

に必ず普通より安くなるとは限らない」との答弁があり、次に、「修正案の作成に当たっては、利害相反する双方の意見を聞いたか、またそれを参酌したか」との質疑に対しましては、「先般の公聴会の際、十分両者の意見を聞いていますし、また、自由民主党の政策審議会

でこの修正案を検討した際にも、借地人、地主双方の代表を招いたので、この程度のものであれば、この間の調整ができ、十分納得の行くものと思つてい

る」との答弁があり、さらに、日本社会党は、「戦争による接取または疎開によって被害を受けた者の保護立法として、十九、二十二の二回の国会において強く原案を支持したが、いわゆる権利金の算定に当って、裁判所が参酌する一切の事情の中に、この立法の趣旨が十分に生かされるべきものと思われ

るべきか」との意見並びに質疑に対しましては、法務省側より、「裁判所が公正に法の精神を尊重して運営するものと信ずる」と旨の答弁がございました。

次いで討論に入りましたが、別に発言もなく、採決いたしましたところ、修正案も、また修正部分を除く原案も、いずれも多数をもって可決され、結局本案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告
委員長の報告を求めます。議院運営委員長石原幹市郎君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕
○石原幹市郎君 国立国会図書館法第十一條の規定により、図書館の経過に關する館長の報告、図書館の予算並びに館長の定める諸規程につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告
委員長の報告を求めます。議院運営委員長石原幹市郎君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕
○石原幹市郎君 国立国会図書館法第十一條の規定により、図書館の経過に關する館長の報告、図書館の予算並びに館長の定める諸規程につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

昭和三十一年五月十八日 参議院會議第五十号 新潟県にP・Bリポート閲覧室設置に関する請願

第二に、図書館の昭和三十一年度予算であります。図書館の予算が、従来ともすれば事務的に調整せられ、従って図書館の拡充強化も思うにまかせないというらみなしとなつたので、本委員会は、ここにあらためて図書館の重要性を再確認するとともに、その運営の全きを期するため、まず、予算に重点をおいて強力に関係当局を鞭撻することになつたのであります。そのため、本委員会は昨年九月以降、閉会中をも含めてしばしば委員会を開き、概算見積りの段階から図書館当局の原案について詳細に検討を加えました結果、三十一年度の予定経費の要求は、中央館の建築並びにさきに申し上げました専門調査員の増員等、人員関係の経費を含めて、総額は五億七千八百六十二万円に達し、前年度に比し、二億七千四百五十三万円の増加となつた次第であります。

第三に、館長の定める諸規程であります。まず、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。これは警察庁等に支部図書館を設置し、また、上野図書館の有機的運営をはかるため、その組織規程を統合するための措置であります。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件であります。これは図書館の奉仕強化並びに支部上野図書館の定員統合に関連する定員増加の措置であります。

その他図書及び図書館資料の複写手続を合理化するための国立国会図書館図書複写規程の一部改正の件が、ありますが、これらの諸規程は、いずれも原案通りこれを承認いたしました。

これを要するに、国会法改正に伴い、国会図書館の運営に関する事項が議院運営委員会の所管となりましてより一年余を経たのであります。中央館の建築促進を初め、図書館運営の全般につきましても見るべきものがありました。したことは、まことに同慶にたえない次第であります。

簡単であります。これをもちつて御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第七、新潟県にP・Bリポート閲覧室設置に関する請願(二件)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長石原幹市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
〔石原幹市郎君登壇、拍手〕
○石原幹市郎君 たいだいま議題となりました新潟県にP・Bリポート閲覧室設置に関する請願二件につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

名古屋、福岡、札幌及び仙台に設置されているが、地方産業、学術の進展向上に大なる寄与をしているので、新潟県にもこれを設置することを要望しているものであります。

本件について図書館当局の見解をたてましたところ、予算等について予定通り措置されるならば、数年後に新潟県下に設置することは可能である旨の答弁があつたのであります。が、本委員会としては慎重に検討いたしました結果、全会一致をもって、いずれも議院の会議に付し、ただし、内閣には送付するを要しないものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は、委員長報告の通り採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本請願は、全会一致をもって採決することに決定いたしました。本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十五分散会

○本日の会議に付した案件
一、日程第一 日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件(趣旨説明)
一、日程第二 国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案
一、日程第三 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 倉庫業法案
一、日程第五 接収不動産に関する借地借家臨時処理法案
一、日程第六 国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告
一、日程第七の請願

出席者は左の通り。
議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員
加賀山之雄君 柏木 庫治君
奥 むめお君 井野 碩哉君
山川 良一君 赤木 正雄君
村上 義一君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
野田 俊作君 土田国太郎君
竹下 豊次君 高橋 道男君
島村 軍次君 佐藤 尙武君
河野 謙三君 小林 武治君
後藤 文夫君 武藤 常介君
大谷 登瀛君 松原 一彦君

西岡 ハル君 井上 清一君
伊能 芳雄君 小澤久太郎君
酒井 利雄君 有馬 英二君
仁田 竹一君 関根 久藏君
吉田 萬次君 白川 一雄君
木村 守江君 菊田 七平君
中川 幸平君 上原 正吉君
藤野 繁雄君 木島 虎藏君
西川 甚五郎君 宮田 重文君
植竹 春彦君 三浦 義男君
左藤 義詮君 館 哲二君
石原幹市郎君 中川 以良君
中山 壽彦君 池田宇右衛門君
鶴見 祐輔君 青木 一男君
野村吉三郎君 若米地義三君
大野木秀次郎君 斎藤 昇君
佐野 廣君 宮澤 喜一君
大谷 登雄君 石井 桂君
雨森 常夫君 白井 勇君
横山 フク君 高橋 衛君
長島 銀藏君 最上 英子君
寺本 廣作君 紅露 みつ君
山本 米治君 石川 榮一君
劍木 亨弘君 高野 一夫君
横川 信夫君 野本 品吉君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 西郷吉之助君
笹森 順造君 黒川 武雄君
一松 定吉君 木村篤太郎君
石坂 豊一君 高田なほ子君
久保 等君 加藤シツエ君
安部キミ子君 岡 三郎君
海野 三朗君 河合 義一君

三木與吉郎君	小西 英雄君
上條 愛二君	井村 德二君
島津 忠彦君	重政 庸徳君
東 隆君	荒木正三郎君
三橋八次郎君	小笠原三三男君
小柳 牧衛君	川口爲之助君
内村 清次君	赤松 常子君
木内 四郎君	深水 六郎君
岩沢 忠恭君	藤原 道子君
草葉 隆圓君	野濤 勝君
村尾 重雄君	佐多 忠隆君
市川 房枝君	入木 幸吉君
須藤 五郎君	成瀬 權治君
若木 勝藏君	千田 正君
小林 孝平君	矢嶋 三義君
菊川 孝夫君	小松 正雄君
吉田 法晴君	大和 与一君
藤田 進君	湯山 勇君
近藤 信一君	田畑 金光君
大倉 精一君	永岡 光治君
阿具根 登君	天田 勝正君
松浦 清一君	秋山 長造君
羽生 三七君	中田 吉雄君
岡田 宗司君	戸叶 武君
松本治一郎君	三木 治朗君
國務大臣	
外務大臣	重光 葵君
労働大臣	倉石 忠雄君
政府委員	
内閣官房副長官	松本 龍藏君
法務政務次官	松原 一彦君
外務大臣官房長	島津 久大君
運輸省港灣局長	天竺 良吉君

昭和三十一年五月十八日 參議院會議錄第五十号

昭和三十一年五月十八日 参議院會議録第五十号

七三四

昭和三十一年五月十八日 第三種郵便物認可

定価一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市会本町一丁目一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三三